

今年の春は瞬く間に訪れ、色とりどりの花と新緑が美しい季節になりました。新年度が始まって、早くも一ヶ月が過ぎました。ぴかぴかのランドセルを背負ったかわいらしい一年生や、真新しい制服の学生さん達も、新しい生活にすっかり馴染んで、元気に通学している姿を毎朝見かけます。本院に今年入職されたフレッシュマンの皆さんも、先輩達の指導を受けながら、毎日頑張っている様子が各部署で見られます。一日一日としっかりしてきて、頼もしいですね。

今回は、＜成年後見人制度＞についてご説明いたします。

ますます深刻化してきた高齢化社会。誰もが安心して老後をおくれる世の中であってほしいものですが、高齢者や判断力の衰えた方を騙す悪質な詐欺が後を絶ちません。＜成年後見人制度＞は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方々の財産の管理や、日常の契約を結ぶ場合、不利益な契約から本人を守る等、判断能力の不十分な方々を保護し、支援するために設けられている制度です。＜成年後見人制度＞は、大きく分けると＜法定後見人制度＞と＜任意後見人制度＞の2種類があります。今回は、＜法定後見人制度＞についてご説明いたします。

＜法定後見人制度＞

1 内容

法定後見人制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の衰えなど、本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

「後見」：判断能力が欠けているのが通常の状態の方

「保佐」：判断能力が著しく不十分な方

「補助」：判断能力が不十分な方

2 開始するには

本人が住んでいる地域の家庭裁判所に、法定後見開始の審判の申し立てをします。申し立てをすることができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官の他に、身寄りがない方の場合には、市町村長にも申し立て権が与えられています。また、「後見」「保佐」開始の審判の申し立てには、本人の同意は不要です。

家庭裁判所の審判によって選ばれた、成年後見人、保佐人、補助人は、本人の衰えに応じて申し立てのあった、特定の法律行為の代理権を家庭裁判所から与えられます。成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）は、本人の利益を考え、本人の代理で契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をする時に同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって本人を保護、支援します。

3 成年後見人等はどのような人が選ばれる？

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外に、法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人等や、その他の第三者が選ばれることもあります。

4 審判申し立ての費用はどれくらいかかる？

- ・ 申し立て手数料（収入印紙） 800円
- ・ 登記手数料（登記印紙） 4000円
- ・ その他

連絡用郵便切手代

鑑定料 「後見」「保佐」は、本人の判断能力の程度を医学的に十分に確認するために、医師による鑑定をおこないますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は事案によって異なりますが、ほとんど10万円以下となっています。

5 相談機関

- ・ 全国の家裁裁判所（前橋家裁裁判所：027-231-4275）
- ・ 全国の弁護士会（群馬弁護士会：027-233-9333）
- ・ 全国の社会福祉協議会
- ・ 全国の司法書士会・成年後見センター・リーガルサポート（群馬支部：027-224-7773）
- ・ 日本社会福祉士会（群馬県社会福祉士会ぱあとなあ群馬事務局：027-353-1138）

以上、簡単に＜法定後見人制度＞について、ご説明させていただきました。次回はもうひとつの＜任意後見人制度＞について、ご説明させていただきます。

* ご存知ですか？ 「限度額適用認定証」

70歳未満の方が入院した場合、医療費は3割負担になります。手術や急性期の治療では、入院費がかなり高額になります。各保険者に申請し「限度額適用認定証」の交付を受け、病院窓口に提示することで、各月の入院医療費を高額療養費の自己負担限度額までとすることができます。自己負担限度額は、受けられた治療内容によって異なりますが、一般の所得の方で、1ヶ月おおよそ9万円～10万円になります。食費、雑費等は医療費には含まれませんので、これらと自己負担限度額との合計がお支払いいただく金額になります。申請した月からの適用になりますので、入院したらなるべく早めに申請の手続きを取られることをお勧めします。

何かわからないこと、ご心配なことがございましたら、いつでも当院のソーシャルワーカーにお声をかけてください。

北関東循環器病院 地域連携室
医療相談室